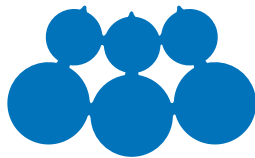




OSAKA JONAN
JAPAN



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

創 立 1969年5月30日 会 長 朝倉 良
幹 事 成瀬 俊昭 会報委員長 西谷雅之

Sow the Seeds of Love

慈愛の種を播きましょう

2002～2003年度RI会長 ビチャイ・ラタクル

No. 1658
2003-1-31

RI 第2660地区
大阪城南ロータリークラブ

事務所 (株)近鉄百貨店 上本町店10階
〒543-8543
大阪市天王寺区上本町6-1-55
TEL (06)6771-9009
FAX (06)6772-9090
E-mail johnan25@crocus.ocn.ne.jp
HP http://www.osaka-johnan-rc.org
例会場 都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06) 6773-1111
例会日 金曜日 12:30

本日の例会

1月31日(第5例会)

1.ロータリー情報

2月「世界理解月間」に因んで

櫻井秀時会員

1.卓話「定款・細則の変更等について」

中本和洋規定副委員長

(井谷規定・情報委員長担当)

定資産税の知識として知っておきたいことを教えて頂きました。

幹事報告

・地区米山奨学委員会より「米山奨学生終了者歓送会」の案内がきております。

日時:2003年2月23日(日)11:00～14:00

場所:大成閣

岡倉ロータリー財団・米山奨学委員長に回付。

次週のお知らせ

2月7日(第1例会)

1.表彰・ホームクラブ連続10回皆出席

1.お祝・誕生日 結婚記念日 会社創立記念日

1.卓話「中国投資と中国人との接し方」

関西広東貿易投資有限公司(KGC)

元大阪府香港所長 片山 勉氏

(片山国際奉仕委員長担当)

1.理事会 11:20～12:30

都ホテル大阪 5階 カトレアの間

1.クラブフォーラム(国際奉仕) 13:40～15:30

都ホテル大阪 3階 伊勢の間

委員会報告

ロータリー財団・米山奨学委員会

委員長 岡倉三郎

GSEチーム受入について

GSE受入れに就いてはIMのグループ毎にお世話にあたる事になっておりますが本年度当クラブはIM7・8組の中でコ・ホストクラブとしての当番が回って来ており、主な仕事は1)団員一名のホームステイ受入れと2)4月9日に行いますサヨナラパーティの準備であります。

ホームステイに就きましては渡邊会員に受入れ協力をしていただける事になっております。サヨナラパーティに就きましては当都ホテル大阪で開催すべく準備致しております。

先週の記録

1月24日(第4例会)

1.ゲスト&ビジター(敬称略)

寺西 陽(大阪西) 村上 信(大阪東南)

松川明子(松川会員ご夫人)



12月20日[第3例会]

新会員自己紹介

福本保治

私は昭和34年4月11日奈良県吉野郡上市町で3人兄弟の末っ子で生まれました。吉野の自然の中で幼少を過ごし、小学校に上がる際に奈良市内の現在の住まいの場所に引っ越ししました。

元来、おとなしい性格と本人は思っておりますので、さして大過なく少年から大人への階段を上ってまいりました。学校は幸いにも大学院まで出させていただき、長く自立のできない状態を支えてくれた父には感謝しております。

会長報告

本日、新しい仲間が入会されます。松川秀樹会員です。例会前の時間にオリエンテーションを受けていただき、これから多くのロータリーのことを勉強して大いに活動して頂く事を期待しております。只今より入会式を行います。先週の卓話は、南賀会員に「土地にまつわる税金(主に固定資産税)」の話をお聞きしました。税法関係の話と聞いていましたら、大宝律令に遡っての税金の歴史を年貢や地租などについて詳しく説明していただき、更に固

趣味のツーリングは、大学の研究室にいる際にその機動性に惹かれてバイクに乗るようになりました。暇があればまちなみと自然と楽しんでおります。

社会人になってからは、大阪の事務所にしばらく勤務し、その後父の会社に戻りました。結婚後一男一女に恵まれ、父ととなりあわせて暮らしております。

建築のプロとして関係する方々に正しい理解としていただくとともに、自分たちの思いを相手に届けるのが私の仕事の一部と考えております。

卓話

1月17日[第3例会]

土地に係わる税金(主に固定資産税)

南賀勝之

固定資産税について、お話ししたいと思います。もともと、全国一元的な税制は、飛鳥時代の大化の改新(645年)に始まり、大宝律令(701年)でほぼ完成したと言われております。もう少し具体的に説明します。大化の改新の「改新の詔(みことり)」において導入された、唐(当時の中国)の均田制にならった「班田収授の法」は、条里制による「田圃」に基づいた土地制度です。六年ごとに民の戸籍・計帳(税を徴収するための基本となる台帳)を作りました。土地を全て国有とし、田を班(わか)って口分田(くちぶでん)として公民(農民)に割り当てました。因みに売買は禁止で、死ぬまで耕作できますが、本人が死亡したときは、国に返却します。大宝律令で示されているように、租、庸、調、雑徭(ぞうよう)、兵役の負担が課せられました。中でも租は、成人男子(21歳から60歳)で2反(約23a)の田から収穫のあった稲の、約3%を収めるしくみになっていました。その後、奈良・平安時代に律令制が変質し、年貢と言うかたちで、荘園領主に収穫物を納めました。江戸時代まで、かたちは変わりながら、土地にまつわる税制が運用されてきました。

明治6年に政府は、地券を発行して近代的意味の土地所有者を確定し、納税義務を課し、課税基準を従来の収穫量から地価に改め、従来の物納を全廃し金納にした地租改正を行いました。この金納化で、農民は貨幣を手に入れなければならない、米の値段の変動が、農民の生活に大きな影響を与えるようになりました。1887年には、地租偏重の租税制度を是正するため等で、所得税制度が新設されました。大正時代の1920年には、所得税中心の近代税制が制定され、軍拡のため増税もされました。昭和に入り、1940年法人税が所得税から分離されました。第二次世界大戦後昭和24年1949年、当

時アメリカのコロンビア大学教授だった、シャウブ博士が日本税制調査団団長となり税制の大改革がされ、市町村に住民税と共に、固定資産税が付与されました。

こうした変遷を経て固定資産税は現在に至っています。ここで、固定資産税の基本を説明します。固定資産税は、主として所有者に対して、その固定資産(土地、家屋、償却資産)の価値に課税される税金で、市区町村が課税します。土地についてだけ、もう少し詳しく説明します。納税義務者は、原則として固定資産台帳に登録された所有者に課税されます。固定資産台帳は、登記簿謄本に記載されている者を、一部の例外を除き所有者とします。因みに固定資産台帳には、1月1日の所有者とされる者(登記簿謄本記載者)の氏名、住所、現地調査や航空写真により調べた利用状況(住宅用か否か)に応じた、固定資産税の課税標準となる価格等が記載されます。税額は、課税標準の1.4%で、住宅用は課税標準が三分の一に軽減され、小規模宅地の200㎡部分は、六分の一に軽減されます。課税標準が、土地の場合30万円未満は、課税されません。3年に一度価格の評価替えをし、平成15年はその年にあたります。その評価替えは、役所が一方的にしなされます。そこで、納税者の価格決定への参加と一種の救済制度として、固定資産台帳の縦覧、審査の申し出の制度が設けられています。以上で、土地にまつわる固定資産税の説明を終わります。

にこにこ箱 nikoniko box

新入会の松川会員をよろしくお祈いします。拙ない卓話でお耳をけがします。

泉会員

大変ご心配をおかけしました。

また、皆様方から、お見舞や励ましのお言葉を頂き心からお礼申しあげます。

栗田会員

新入会いたしました。よろしくお祈いします。

松川会員

松川新会員をよろしくお祈い申し上げます。

池田会員

インフルエンザの流行の為、連続欠席失礼いたしました。

内藤会員

忘れ物をしました。

今岡会員

西村 淳会員、写真ありがとうございます。

仙田会員

バッジ忘れしました。すみません。

中谷(徹)会員